

令和元年度 大阪府教育庁支援教育課・府教育センター支援教育推進室との懇談会

令和2年2月7日（金）、大阪府教育庁支援教育課・府教育センター支援教育推進室との懇談会が行われました。本研究会の本部役員、支部長、行事部員の参加のもと、教育庁から7名、府教育センターから1名参加していただき、懇談会が進められました。本研究会による今年度の活動についての報告の後、以下の項目について府教育庁、府教育センターより情報提供していただきました。



1 大阪府内の小・中・義務教育学校における支援教育の現状と課題について

- 支援学級の在籍者と学級数は年々増加しており、令和元年度は大阪府下（政令市は除く）で約1900人増加した。学級数は小学校3128学級（前年度比164学級増）、中学校1172学級（前年度比71学級増）で、合わせて4300学級（前年度比235学級増）となった。また、大阪府は支援学級の設置率が全国で最も高く、全国で80.7%（H30.5）の設置率のなか、大阪府は99.4%（R1.5）の設置率となっている。大阪府では子どもたちのそれぞれの特性に応じてより専門的で適切な指導・支援を実現するために障がい種別による支援学級の設置を促進している。支援学級の取り組み状況と効果について把握するために、各市町村で支援学級を新設した学校を中心に学校訪問をしている（令和元年度は41校訪問）。
- 通級指導教室は、令和元年度は政令市を除いて小学校・義務教育学校前期課程で201教室（前年度比23教室増）、中学校・義務教育学校後期課程で70教室（前年度比13教室増）、合計271教室（前年度比36教室増）の設置となっている。通級指導教室担当教員についてはH29年度から10年間をかけて基礎定数化が図られており、大幅な増設置が実現した。通級による指導に対するニーズの高まりもあり、今後も市町村教育委員会と連携しながら、通級指導教室の充実に努めるとともに、基礎定数化が確実にはかれるように、国に対しても引き続き要望していきたい。
- 次年度の府事業として「ともに学び・育つ学校づくり支援事業」を計画している。指導体制の更なる充実や次世代を担う教員の育成など、1年間かけて研修や研究協議を集中的に行い、成果をまとめたハンドブックを作成し、全ての支援学級に配布する予定である。

2 支援学校の現状

- 府立支援学校における知的障がい児童生徒の教育環境の充実策について

特別支援教育が実施されたH19年度以降、府立支援学校における知的障がい児童生徒数については増加傾向が続いており、H20年度からH28年度まで約2200人増加した。知的障がい児童生徒数の

見通しについて、H29年3月、大阪府域を含む府立支援学校における知的障がい児童生徒数の将来推計を行ったところ、令和8年までの10年間で約1400人増加する見通しとなっており、教育環境の充実に向けた取り組みが必要である。

この結果を踏まえて、H30年3月に「府立支援学校における知的障がい児童生徒の教育環境の充実に向けた基本方針」を策定し、4つの取組みを順次進めているところである。①知的障がい支援学校の既存施設の活用。②他の障がい支援学校との再編整備。③府立高校内への支援学校分教室の設置。④知的障がい支援学校の新設である。①、②については令和4年度頃③、④については令和7年度頃までにそれぞれ具体化していく予定である。

これまでに具体化した主な取組みとしては、令和2年度から知的障がい支援学校6校間において、通学区域割を変更することとした。

また、来年度からは、新校整備にかかる事業に着手する。令和5年4月の開校をめざし、来年度は、校地利用や動線計画、施設規模、教室配置案等を盛り込んだ基本計画を策定する。

- 免許状保有状況について、国の調査（2019年5月1日現在）では府立支援学校教員の4人に3人が特別支援学校の免許を保有している。これは5年前の6割程度だった保有率からは大幅に上昇した。引き続き認定講習を進め、支援学校の教員の保有がおおむね100%になれば、支援学級の教員の保有率向上に努めたい。
- 令和元年9月に府立支援学校等に通う生徒の卒業後に社会的自立を促進するために（株）D&Iと事業提携を結んだ。取組み内容としては、中学部生徒及び保護者の進路指導・進路理解を図る為、職場体験実習を行い、早期からのキャリア教育・職業教育につなげていくことができると考えている。職場体験実習中、保護者は別の部屋で「障がい者雇用の流れや働くために必要な力」等の説明を受け、進路に対する意識の向上と理解につながっている。また、視覚障がいや身体障がいがあり、働く意欲はあるが希望に沿う体制が整わない方へテレワーク実習等を行い、テレワークという新しい働き方を追求している。また、キャリア教育支援体制強化事業により、入学から卒業までのキャリア教育支援体制の整備を行い、さらなる就職率向上やそれに向けた授業改善等をめざす。
- T-NET 派遣事業として、学習指導要領に基づき、外国人講師を派遣し、異文化理解、語学力向上に努め、コミュニケーション能力向上につながっている。令和2年度も事業を継続する予定。また、令和2年度よりスマートスクール推進事業を行い、ICT機器を活用した学習を積極的に行うために基盤整備、推進を行う。また、キャリア教育支援体制強化事業により、入学から卒業までのキャリア教育支援体制の整備を行い、さらなる就職率向上やそれに向けた授業改善等をめざす。

3 医療的ケアについて

- 市町村医療的ケア体制整備推進事業・市町村医療的ケア等実施体制サポート事業について

大阪府では、医療的ケアの必要な児童生徒が看護師の配置により安心して地域の小中学校で学べるよう、全国に先駆けて平成18年度より「市町村医療的ケア体制整備推進事業」を実施している。令和元年度は本事業を活用し、現時点で31市町163校に看護師が配置されている。平成29年度から国においても市町村への直接補助事業が実施された。府としては、国と重ならない内容で市町村支援ができるようにこれまでの府の事業を再編してH30年度から「市町村医療的ケア等実施体制サポート事

業」を行っている。市町村における看護師確保や現在働いている看護師の定着を支援することが一つの柱となっている。具体的には今年度夏休みに学校看護師対象の医療講習会を実施して、合計 89 名の学校看護師が受講している。内容は、代表的な医療的ケアの実技講習や専門的な講義に加えて学校看護師のネットワーク作りのためにグループワークを実施した。また、12 月には医療的ケア実践報告会を実施して学校現場の実践事例の報告と、長年医療的ケア携わってきた元看護師である大学教授からの講演を企画して、学校関係者だけでなく、現在、職を探している看護師も対象に、学校看護師という職の普及、啓発を図っている。二つめの事業の柱は、医療的ケアの必要な児童生徒の転入学に当たり、安全安心な環境を整えるために、施設改修や備品購入の整備を行う市町村に対し、その初期費用を補助するというものである。

●大阪府立支援学校医療的ケア検討委員会について

府立支援学校の医療的ケアについて、現在 5 項目（口腔内喀痰吸引・鼻腔内喀痰吸引・気管カニューレ内部喀痰吸引・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養・経鼻経管栄養）については一定の研修を受けた教員が行うことができ、各支援学校において行われている。大阪府は全国的に見ても先進的に医療的ケアの取組みを行ってきた一方で、「医療的ケア実施にかかる各種マニュアル」については、府内統一ではない状況にある。年々、医療的ケアの内容が高度化、複雑化する中、一人当たりの医療的ケアや 5 項目以外のケアも増えており、医師が常駐しない状況で安心して学校生活を送る体制作りが求められている。平成 31 年 3 月 20 日付け文部科学省通知『学校における医療的ケアの今後の対応について』にも、「教育委員会が総合的な管理体制を構築するに当たっては、教育・福祉・医療等の関係部局や関係機関、保護者の代表者から構成される、医療的ケア運営協議会を設置すること。」とある。今年度、府においても医師、歯科医師、薬剤師、看護師、管理職、支援学校児童生徒の保護者、行政等を構成メンバーとする懇話会形式の『大阪府立支援学校医療的ケア検討委員会』を設置し、令和元年度は現在まで 2 回開催している。第一回では文科省からの通知や今の体制の課題、第二回ではガイドライン（案）について意見交換を行った。第 3 回はガイドライン策定と今後の課題について協議を行う予定である。

●医療的ケアの通学支援モデル事業

看護師同乗の介護タクシー等による通学支援を行う令和元年度からの新規事業で、通学途上で医療的ケアが必要なために通学バスを利用できない支援学校の児童生徒 5 校 5 人を対象に実施してきた。今年度の事故はなく、保護者の負担軽減につながった。また対象児童生徒も回数を重ねることで通学回数を増やすことができたという報告もあった。令和 2 年度より本格実施を行い、府立学校（支援学校に限らない）に通う通学途上で医療的ケアが必要なために通学バスを利用できないなど通学が困難な児童生徒すべてが対象となる。（予算要求上は約 180 名程度）次年度の事業拡充に向けて、今年度実施のモデルケースを通じて浮かび上がってきた課題について、現在検証を進めているところ。

4 高等学校における「ともに学び、ともに育つ」教育の推進について

●「知的障がい生徒自立支援コース」「共生推進教室」について

「知的障がい生徒自立支援コース」は府立高校で 9 校、大阪市立高校で 2 校設置している。府立高等支援学校 4 校の「共生推進教室」は、それぞれ府立高校 2 校ずつの 8 校に設置している。令和 2 年度に府立なにわ高等支援学校の共生推進教室を府立東住吉高等学校、府立今宮高等学校の 2 校に新設されることとなった。授業の実施形態は両コースとも基本的に 4 形態ある。①クラスでの授業（付き

添いの教員等がない)。②クラスでの授業(付き添いの教員等がいる)。③小集団授業(知的障がい生徒自立支援コース・共生推進教室の生徒がそれぞれ集まって行う授業)。④個別の授業。生徒それぞれに合わせて編成し、実施している。両コースの違いは、卒業証書である。知的障がい生徒自立支援コースは高等学校の籍であることに対して、共生推進教室は支援学校の籍の生徒が高等学校で学んでいることになる。生徒達は学籍の違いではなく、様々な授業や学校行事を一緒に過ごすことによって、いろいろなことを一緒に経験し、卒業時のアンケートでは両コースの生徒の肯定的評価は96%、同学年の生徒の卒業時のアンケートでも肯定的評価が70%以上あり、多くの生徒が関わってよかったという評価をしている。自立支援コースでは3校の募集人員を3人から4人に増やした。

●高等学校における通級の指導について

府立柴島高校、府立松原高校に加え、今年度からの府立大手前高校、府立岬高校に設置し、4校体制となった。旧4学区すべての地域に設置することができた。現在は、発達障がいの特性のある生徒を対象とし、「自校通級」を基本としている。今後も、充実した指導を行うために、指導内容や指導方法の研究や取組みの蓄積・検証を進めていく。

●課題を抱える生徒フォローアップ事業について

主に高等学校に対する事業。現在、国ではSSWの配置を進めており、中学校区域については広がってきている。現在、定時制高校15校、通信制高校1校、職業学科のある高等支援学校5校にSSWを配置している。生徒指導や支援の課題や家庭事情の複雑化などによる教育的・福祉的視点が上手くリンクしていないところをSSWがチームの一員として機能し、不登校の生徒が登校したり、学校に向きつつあったりという成果があがっている。その他、民間支援団体と連携し高校に居場所を設置する取組みが行われている。

5 府教育センター、支援教育推進室の取組みについて

●センター主催の研修について令和元年度は17研修を実施し、どれも多くの教員に参加いただいた。新任支援学級担当教員研修のニーズが高く、今年度より2回実施し、自立活動の指導についてなど、研修内容を充実させた。通級による指導担当教員研修は、60名の募集に対して120名の応募があり、70名が受講した。令和2年度は80名募集の予定である。支援教育コーディネーター研修では100名の募集に対して140名の応募があった。近年は私立学校からの多くの応募があり、40名ほどの応募があった。今年度は110名が受講した。令和2年度は100名募集を行う予定である。その他にも市町村研修支援(7市町村)、市町村指導主事学習会、府立支援学校パッケージ研修支援(8校)を行った。令和2年度は新規採用府立学校実習教員研修を新たに実施予定で、9回の研修のうち7回を支援学校初任者研修と併せて実施する。

●H30年度から2カ年計画で、主体的対話的で深い学びの視点からの授業づくりに関する調査研究を行った。授業作りガイドブックを改定したものを活用し、研究を進め、研究フォーラムで報告した。

●令和2年度の調査研究として、支援の必要な子どもに対してのICT活用に関する研修を進めていく予定である。

支援を必要としている子ども一人ひとりのニーズやその指導に当たる学校や教員のニーズを大切にした府教育庁・府教育センターの多くの取組みについて知ることができ大変貴重な機会となりました。来年度も大阪府の支援教育の発展のために取り組んでいきたいと思いました。